

施設型給付費等に係る事務について

(1) 職員状況等報告書の提出について

記入要領については、令和2年2月6日付通知（施設型給付費等に係る職員状況等報告書について）をご確認ください。

① 記載誤りについて

毎月初日時点の職員配置状況を、適切に報告してください。

指導監査等の結果、加算認定において必要とされる職員数に不足が生じていたなど、加算要件を満たさないことが確認された場合は、すでに支払われた給付費等について返還していただくことがあります。

【誤りの例】

- 初日時点で不在の職員を記載
（例：休業及び退職した職員を、常勤換算値に含めて報告）
- 本来の勤務時間、勤務日数よりも過大に報告

② 新規に雇用した職員に係る書類の提出について

職種に関わらず、全ての職員について、新規に雇用した場合は必要書類（雇用契約書や資格証等の写し）をこども家庭課保育係へ提出してください。（※同一法人で、勤務する施設の異動があった場合も含む。）

③ 4月1日現在の報告について

処遇改善等加算Ⅰに係る平均勤続年数の算定を適切に行うため、休暇中の職員を含み、在籍する全ての職員を記載してください。（県の産休等代替職員は、勤続年数の算定に含みません。）

(2) 施設機能強化推進費加算（3月加算）について

令和2年度以降の取扱いの詳細は、令和2年2月5日付通知（施設型給付費等における施設機能強化推進費加算の取扱いについて）をご確認ください。

① 国が定める加算要件

延長保育事業など、国が規定する事業を複数実施しており、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ、迅速な避難誘導體制を確保する等の施設の総合的な防災対策を図る取組を行う施設に加算する。

【取組内容の例示】

- 地域住民との協力体制を整備するため、施設と地域住民とで合同の避難訓練を実施するため、事業費（消耗品費など）を計上。
- 施設に勤務する職員に対し、防災教育を行うため、講師を招いて防災講座を実施するため、事業費（食糧費、謝金など）を計上。

② 支出対象経費

- ・防災訓練及び避難具の整備等に要する経費は、教育・保育の提供に当たって、通常要する費用を含まないこととされています。通常使いが主であると想定されるもの、通常使いと区別がつかないものについては、認定を行いません。
- ・防災目的でないもの（防犯対策・不審者対策）に係る経費については、認定を行いません。
- ・加算適用申請時は、施設で使用する費目で記入せず、国が規定する費目で記入してください。物品（消耗品等）の場合、カタログ写し等を提出してください。

③ 実績報告

- ・物品について、事業（取組）で使用するとした場合、実際に事業（取組）で使用された状況を確認するため、取組内容の写真や、訓練の実施報告書等を添付してください。備蓄するとした場合、備蓄状況が分かる写真等を提出してください。

(3) その他

① 令和2年度の改定が想定される公定価格の加算

国が案として示した内容において、改正見込みの加算がありますので、ご注意ください。（現時点では案段階のため、今後変更になる場合があります。正式な通知等が発出され次第、改めて周知します。）

【改正が予想される加算項目のうち、職員配置に関わるもの】

<p>栄養管理加算（拡充見込） 【全施設類型】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>毎月支払いへ変更。</u> ・ 栄養士資格保持者の配置パターンにより3区分の単価設定 ⇒公定価格上算定されている調理員を超えて栄養士を雇用する場合加算額引き上げ。 ⇒公定価格上算定されている調理員を兼務している場合でも、一定額を加算。 ⇒<u>委託・嘱託・派遣等の場合は、それに 応じた単価区分で加算。</u> <p>※雇用形態の確認のため、<u>令和2年4月以降、職員状況等報告書の備考欄に「派遣職員」と記載するなど、その旨を明記してくださるようお願い</u>します。</p>
<p>所長設置加算（廃止見込） 【保育所】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>基本分単価へ組入れ</u> ・ 減算の創設
<p>処遇改善等加算Ⅱ 【全施設類型】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 副主任保育士等への加算額の配分方法について、更に柔軟化を図る。

【 担当：弘前市こども家庭課 保育係（TEL：0172-35-1131） 】